

2024年12月2日に健康保険証が廃止されます。

従来：健康保険証による受診



健康保険証廃止日以降：マイナ保険証による受診【原則】



マイナ保険証とは・・・
健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードがマイナ保険証です。
(各自（ご家族も含む）で登録手続きが必要です。)
2024年12月2日以降は、健康保険証に代わる証となり、
加入者様にご用意いただくことになります。

【健康保険証が廃止されるとは？】

・2024年12月2日以降は、健康保険証の発行ができなくなります。※新規、再発行共に不可

【原則】健康保険証廃止日(2024.12.2)以降は、マイナ保険証にて受診していただくことになります。

※現時点(2024年8月1日現在)で、すでにマイナ保険証にて受診いただくことが可能です。)

【現在お持ちの健康保険証は？】

・経過措置として、2025年12月1日までは引続き利用可能です。

・経過措置終了日までは、発行済みの健康保険証は有効ですので廃棄等はしないでください。

※経過措置終了日以降は返却不要です。

【健康保険証廃止日以降は？】

・新規加入者、記号・番号の変わる方、発行済みの健康保険証を紛失された方等は、

マイナ保険証で受診していただくことになります。

① マイナンバーカードを作成してください。

各自で行政機関等へ申請が必要です。

(マイナ保険証という新しいカードが発行されるわけではありません。)

② マイナンバーカードの保険証利用登録をお願いします。

まず、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていただき、

マイナポータルに、氏名、記号・番号が正しく表示されていることを確認してください。

(ご家族分の利用登録も必要です。)

③ マイナンバーを届け出してください。【未提出の方】

(在職者：勤務先へ提出 退職者：健保へ直接提出)

マイナンバーの届け出ができていないと、医療機関等で資格の確認ができません。

マイナンバーカードの保険証利用登録もできません。

(ご家族分のマイナンバーの届出も必要です。)

④ 実際に、医療機関で使ってみてください。

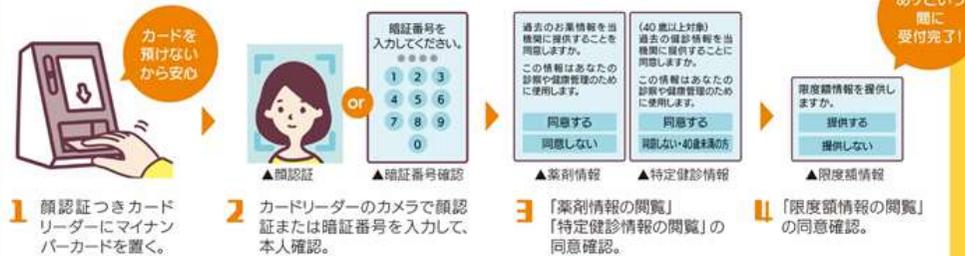


マイナ保険証での病院のかかり方

- ・**限度額認定証、高齢受給者証が不要！！**
- ・**医療費が安くなる！！（初診料▲12円）**
- ・**お薬手帳が不要！！**
- ・**e-taxの医療費控除が簡単！！** etc

マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法

マイナンバーカードは**毎回**受診時に持参して受付します！



マイナンバーカードの作り方

マイナンバーカードで受診するための準備



マイナ保険証の登録方法 (マイナンバーカードの保険証利用登録方法)

2 マイナンバーカードがある方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択



マイナンバーカードの健康保険証利用について【厚生労働省】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

1. マイナンバー（個人番号）とは？

日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれます。）が持つ12桁の番号です。

2. マイナンバーカードとは？

マイナンバーカードは、住民の皆様からの**申請により無料で交付**されるプラスチック製のカードです。

※マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで、
電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されています。

3. マイナ保険証とは？

**マイナンバーカードに健康保険証利用の登録をしたものがマイナ保険証です。
各自で（ご家族も含む）利用登録手続きが必要です。**

4. オンライン資格確認とは？

健康保険組合に届出いただいたマイナンバーを国の中間サーバーと連携させることにより、医療機関がオンラインで健康保険の資格情報（保険の種類や有効期限など）を確認ができる仕組みのことです。